

○携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件（平成二十三年総務省告示第四百五十三号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

不要発射の強度の許容値

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上、 <u>九一五・七MHz</u> 以下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上、 <u>九一五・七MHz</u> 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五一デシベル以下の値

(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア・イ (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

周波数

不要発射の強度の許容値

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

不要発射の強度の許容値

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上、 <u>九一九・六MHz</u> 以下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上、 <u>九一九・六MHz</u> 以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五一デシベル以下の値

(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア・イ (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

周波数

不要発射の強度の許容値

2

(1) 陸上移動中継局の送信装置

(略)	(略)
一、〇〇〇kHz以上 一一・七五kHz未満 (一)、八八四・五kHz以上一、九一五kHz以下を除く。	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
一、八八四・五kHz以上一、九一五kHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 五一デシベル以下の値

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇kHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五kHz以上一、九一五・七kHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九kHzを超え一、五一〇・九kHz以下、一、八三九・九kHzを超え一、八七九・九kHz以下又は二、一一〇kHzを超え二、一七〇kHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇kHz以上一一・七五kHz未満 (一)、八八四・五kHz以上一、九一五kHz以下を除く。	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル以下の値
一、八八四・五kHz以上一、九一五kHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル以下の値

(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇kHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五kHz以上一、九一五・七kHz以下

2

(1) 陸上移動中継局の送信装置

(略)	(略)
一、〇〇〇kHz以上一一・七五kHz未満 (一)、八八四・五kHz以上一、九一九kHz以下を除く。	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値
一、八八四・五kHz以上一、九一九kHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 五一デシベル以下の値

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇kHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九kHzを超え一、五一〇・九kHz以下、一、八四四・九kHzを超え一、八七九・九kHz以下又は二、一一〇kHzを超え二、一七〇kHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇kHz以上一一・七五kHz未満 (一)、八八四・五kHz以上一、九一九kHz以下を除く。	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル以下の値
一、八八四・五kHz以上一、九一九kHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (二) 四一デシベル以下の値

(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇kHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下

七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

ア・イ (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五MHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

(略)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(7)・(4) (略)

六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

ア・イ (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上一・七五MHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

(略)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(7)・(4) (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

(略)

(2) 基地局と通信を行うもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(ア)・(イ) (略)

三 (略)

ウ (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

(略)

(2) 基地局と通信を行うもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(ア)・(イ) (略)

三 (略)

四 無線設備規則第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線局の送信装置の技術的条件は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 陸上移動局の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
八一〇MHz以下及び八九五MHzを超えるもの(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
八一〇MHzを超え	1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数

<p>八六〇kHz以下 (八三二kHzを超え八三四kHz以下及び八三八kHzを超え八四六kHz以下を除く。)</p>	<p>帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八三二kHzを超え八三四kHz以下、八三八kHzを超え八四六kHz以下及び八六〇kHzを超え八九五kHz以下</p>	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値</p>
<p>周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>八八五kHz以下 (八一五kHzを超え八五〇kHz以下を除く。)及び九五八kHzを超えるもの(一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下を除く。)</p>	<p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八一五kHzを超え</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一、九八〇kHz</p>

イ

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

基地局対向器に係るもの

<p>八五〇kHz以下、 八八七kHzを超え 八八九kHz以下、 八九三kHzを超え 九〇一kHz以下及 び九一五kHzを超 え九二五kHz以下 八八五kHzを超え 九五八kHz以下 (八八七kHzを超 え八八九kHz以 下、八九三kHzを 超え九〇一kHz以 下及び九一五kHz を超え九二五kHz 以下を除く。)</p>	<p>未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力 が空中線電力より四二デシベル以上低い値 2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数 帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電 力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>一、八八四・五kHz 以上一、九一九・ 六kHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電 力が二・五マイクロワット以下の値</p>
<p>周波数 八一〇kHz以下及 び八九五kHzを超 えるもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値 1 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平 均電力が二五マイクロワット以下の値 2 空中線電力が二五ワットを超え五〇ワッ ト以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平 均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中</p>

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の
最寄りの端までの差の周波数とする。

(2) ア 陸上移動中継局の送信装置
陸上移動中継局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行う
もの

<p>八一〇kHzを超え 八六〇kHz以下 (八三二kHzを超 え八三四kHz以下 及び八三八kHzを 超え八四六kHz以 下を除く。)</p>	<p>3] 線電力より六〇デシベル以上低い値 空中線電力が五〇ワットを超える送信装 置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平 均電力が五〇マイクロワット以下の値又は 空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>
<p>八三二kHzを超え 八三四kHz以下、 八三八kHzを超え 八四六kHz以下及 び八六〇kHzを超 え八九五kHz以下</p>	<p>1] 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力 が空中線電力より四五デシベル以上低い値 2] 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数 帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均 電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装 置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均 電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八三二kHzを超え 八三四kHz以下、 八三八kHzを超え 八四六kHz以下及 び八六〇kHzを超 え八九五kHz以下</p>	<p>1] 離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz 未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力 が空中線電力より四五デシベル以上低い値 2] 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数 帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p>

イ

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。
基地局と通信を行うもの

	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>(3) 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>
<p>周波数</p> <p>八八五MHz以下 (八一五MHzを超え八五〇MHz以下を除く。)及び九五八MHzを超えるもの</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p> <p>1 帯 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 帯 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 帯 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数</p> <p>(1) 帯 空中線電力が二五ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 帯 空中線電力が二五ワットを超える送信装置</p>

<p>八一五kHzを超え、八五〇kHz以下、八八七kHzを超え、八八九kHz以下、八九三kHzを超え、九〇一kHz以下及び九一五kHzを超え、九二五kHz以下</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八八五kHzを超え、九五八kHz以下（八八七kHzを超え、八八九kHz以下、八九三kHzを超え、九〇一kHz以下及び九一五kHzを超え、九二五kHz以下を除く。）</p>	<p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 帯 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 帯 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>

装置の区別	周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値
陸上移動局対向器に係るもの	<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下</p>	<p>1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
	<p>八一〇MHzを超え八六〇MHz以下（八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを超え八四六MHz以下を除く。）</p>	<p>1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>

2| 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置
任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値

<p>基地局対向器に係るもの</p>	<p>八一五㎒を超え八五〇㎒以下、八八七㎒を超え八八九㎒以下、八九三㎒を超え九〇一㎒以下及び九一五㎒を超え九二五㎒以下</p>	<p>八八五㎒を超え九五八㎒以下（八八七㎒を超え八八九㎒以下、八九三㎒を超え九〇一㎒以下及び九一五㎒を超え九二五㎒以下を除く。）</p>	<p>八一〇㎒を超え八六〇㎒以下（八三二㎒を超え八三四㎒以下及び八三八㎒を超え八四六㎒以下を除く。）</p>
<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一・九八kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p>	<p>2 離調周波数が一・九八kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>	<p>1 離調周波数が一・九八kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>	<p>2 離調周波数が一・九八kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備に係るもの</p>	<p>八一〇㎒を超え八六〇㎒以下（八三二㎒を超え八三四㎒以下及び八三八㎒を超え八四六㎒以下を除く。）</p>	<p>1 離調周波数が一・九八kHz未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ</p>	<p>1 離調周波数が一・九八kHz未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ</p>

	<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下</p>
<p>2 空中線電力より六〇デシベル以上低い値 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯</p>	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯</p>

<p>基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備に係るもの</p>	<p>八二五kHzを超え八五〇kHz以下、八八七kHzを超え八八九kHz以下、八九三kHzを超え九〇一kHz以下及び九一五kHzを超え九二五kHz以下</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一・九八kHz未満の周波数帯</p> <p>2 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>(2) 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(3) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値</p>
<p>八八五kHzを超え九五八kHz以下(八八七kHzを超え八八九kHz以下、八九三kHzを超え</p>	<p>1 離調周波数が一・九八kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p>	<p>1 離調周波数が一・九八kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p>

九〇一MHz以下及び九
一五MHzを超え九二五
MHz以下を除く。)

2)

- 任意の三〇kHzの帯域
幅の平均電力が二五マイ
クロワット以下の値
- (2) 空中線電力が一ワッ
トを超える送信装置
- 任意の三〇kHzの帯域
幅の平均電力が二・五マ
イクロワット以下の値又
は空中線電力より六〇デ
シベル以上低い値
- 離調周波数が一・九八MHz
以上の周波数帯
- (1) 空中線電力が一ワッ
ト以下の送信装置
- 任意の一〇〇kHzの帯
域幅の平均電力が二五マ
イクロワット以下の値
- (2) 空中線電力が一ワッ
トを超える送信装置
- 任意の一〇〇kHzの帯
域幅の平均電力が二・五
マイクロワット以下の値
又は空中線電力より六〇
デシベル以上低い値